

# 前払金の預託方法に関する申出書

当共同企業体は、今回申込をする公共工事の前払金保証に伴う前払金の預託について、全構成員の合意に基づき下記のとおり取り扱うこととしたので申し出ます。

なお、前払金保証契約に当たり、次のことを確認します。

- ① 前払金を各構成員に分割せず一括して預託、払出しをする場合にあっては、万一構成員が自己の責に帰すべき事由により当共同企業体を脱退したとしても、残存する他の構成員に対する支払金の支払義務が貴社にないこと。
- ② 前払金を各構成員に分割し各構成員がそれぞれ預託、払出しをする場合にあっては、万一構成員が自己の責に帰すべき事由により当共同企業体を脱退し、残存する他の構成員が貴社から支払金の支払を受けるときは、支払金の算定については、裏面記載の特約条項に従うこと。
- ③ 当共同企業体の責に帰すべき事由により請負契約が解除され、又は工事完成保証人に履行請求がなされたことに基づき、貴社が保証債務を履行したときは、各構成員は連帯して貴社の求償に応じること。

## 1. 公共工事前払金保証の内容

記

発注者	
工事名	
請負金額	円
前払金額	円
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

## 2. 前払金の預託方法（いずれかを○で囲んで下さい。）

<input type="checkbox"/> ア．一括して預託する	<input type="checkbox"/> イ．構成員に分割して預託する
-------------------------------------	---

## 3. 前払金の分割内容（前払金を分割する場合のみ記入して下さい）

構成員名	出資又は 分担工事の割合	分割前払金額	預託金融機関
	%	円	

\*分割する割合は、共同企業体協定書に定める出資割合又は分担工事額の割合以外は認められません。

## 4. 増額前払金及び中間前払金の取扱

当該工事の増額前払金及び中間前払金についても、上記2. の預託方法により預託いたします。

なお、上記2. イ. により預託する場合は、当該前払金に上記3. の「出資又は分担工事の割合」を乗じた額を各構成員の分割前払金額といたします。

## 5. 複数年度にわたる工事の前払金の取扱

当該工事が複数年度にわたる場合の次年度以降の前払金についても、上記2. の預託方法により預託いたします。

なお、上記2. イ. により預託する場合は、当該前払金に上記3. の「出資又は分担工事の割合」を乗じた額を各構成員の分割前払金額といたします。

令和 年 月 日

東日本建設業保証株式会社 御中

共同企業体名

代表者

① 構成員

①

構成員

① 構成員

①

## 共同企業体の構成員に対する支払に関する特約条項

(共同企業体の構成員に対する支払金の支払)

第1条 当社は、共同企業体の一構成員（以下「甲」という。）が自己の責に帰すべき事由により、保証契約に係る公共工事の債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで当該共同企業体の他の構成員（以下「乙」という。）にその公共工事を完成することを請求するとともに、その旨を当社に通知し、乙がこれを完成したときは、甲に対する前払金の額（出来形払がある場合は、甲に対する前払金額に甲に対する出来形払金額を加えた額）から甲が履行した既済部分に対する代価に相当する額を控除した額（出来形払がある場合は、甲に対する前払金額を限度とする。）を限度として、乙が甲に求償することができる金額を甲に代って乙に対して支払うものとする。

(支払金の算定)

第2条 前条に規定する支払金の限度額の算定については、次の各号の定めによるものとする。

- 1 甲に対する前払金額は、発注者が当該共同企業体に対して支払った全体の前払金額を共同企業体協定書に定められた甲の出資割合（分担工事の定めのある共同企業体については、甲の分担工事額の割合）により按分した額とする。
- 2 甲に対する出来形払金額は、発注者が当該共同企業体に対して支払った全体の出来形払金額を共同企業体協定書に定められた甲の出資割合により按分した額（分担工事の定めのある共同企業体については、甲の分担工事の出来形部分に相当する出来形払金額）とする。
- 3 甲が履行した既済部分に対する代価に相当する金額は、全体の既済部分に相当する請負代金相当額を共同企業体協定書に定められた甲の出資割合により按分した額（分担工事の定めのある共同企業体については、甲の分担工事の既済部分に相当する請負代金相当額）とする。

(準用規定)

第3条 前払金保証約款附則第2条から第16条までの規定は、乙に対する支払金の支払にこれを準用する。

- 2 前項の場合において、附則中「請負者」を「甲」、「工事完成保証人」を「乙」とそれぞれ読み替えるものとする。